

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 0 7 号
件 名	条例に対抗した「上乗せ規則（逐条解説）」で、全9所管を統括する土木総務課（武石和彦課長）について
要 旨	<p>「新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例」（平成16年12月24日条例第91号）に規定する第5条（使用許可）に対し、「排他的、独占的に使用する場合」などと逐条解説を作成（平成27年2月5日付け）して運用する。</p> <p>土木総務課に対して使用許可手続に係る疑義を具申して説明を求め、明確な返答がないために土木総務課全職員の認識を質すべく討議の場を設けるように武石課長に要請した（平成29年6月16日）。</p> <p>しかし、土木総務課は説明なく拒否し（平成29年6月30日）、現在に至る。</p> <p>議会が有する基本的な権限の条例制定権（地方自治法第96条第1項）の規定を、遵守すべき統括所管が独断で上乗せ規制することは、法規裁量行為の次元を超えた明確な法律違反であり、市民の指摘から逃避する土木総務課の対応は、極めて悪質な議会条例を犯した犯罪行為である。</p> <p>ゆえ、議会として、執行機関（統括所管）に対する適切な対応を求める。</p> <p>関連法規等 ＊新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例（平成16年12月24日条例第91号） ＊新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例逐条解説（平成27年2月5日作成）</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成30年12月13日 環境建設常任委員会
受 理	平成30年12月5日 第429号

陳情第207号

	<ul style="list-style-type: none">* 法定外公共物に係る国有財産の取扱いについて（平成 11 年 7 月 16 日大蔵省理財局長）* 法定外公共物に係る機能管理（里道編）（平成 17 年 3 月新潟県土木部土木総務課）* 新潟県公共物管理規則（昭和 30 年 8 月 16 日新潟県規則第 46 号）
--	---